

【中国】移転価格税制に係る文書化規定の概要(公告42号)

	(1)ローカルファイル	(2)マスターファイル	(3)CbCR	(4)特殊事項ファイル
①適用開始時期	2016年度	2016年度	2016年度	2016年度
②提出期限	(作成期限) 対象年度の翌年の6月30日 (提出期限) 税務当局が要求した日から30日以内	(作成期限) 最終持株会社の会計年度終了日から12か月以内 (提出期限) 税務当局が要求した日から30日以内	対象年度の翌年の5月31日 (最初の提出期限は2017年5月31日となる)	(作成期限) 対象年度の翌年の6月30日 (提出期限) 税務当局が要求した日から30日以内
③作成要件	年度内の関連者間取引金額が以下の条件のいずれかに該当する場合、作成する必要がある (1)有形資産取引: 2億元超 (2)金融資産取引: 1億元超 (3)無形資産取引: 1億元超 (4)その他取引: 合計4,000萬元超 (国内関連者間取引のみの場合は免除)	以下いずれかの条件を満たす場合に、作成する必要がある (1) 国外関連者間取引が発生し、且つ最終持株会社の所属グループがすでにマスターファイルを準備している場合 (2) 年度内の関連者間取引総額が10億人民元を超える場合(国内関連者間取引のみの場合は免除)	<ul style="list-style-type: none"> 当該納税者が多国籍企業グループの最終持株会社で、同時にその全会計年度の財務諸表における各種の連結収入が、55億人民元を超える企業。 当該納税者が多国籍企業グループに国別報告書の報告者と指定される場合。 	(1) コストシェアリング契約を締結あるいは実施している場合 (2) 企業の関連負債資本比率が基準値を超え、独立企業原則に基づくことを説明する必要がある場合。 (いずれも金額基準はなし) (国内関連者間取引のみの場合は免除)
④作成・提出義務者	中国子会社	最終持株会社が作成したマスターファイルを中国子会社が入手し、中国税務当局に提出する	1) 多国籍企業グループの最終持株会社 2) 国別報告書の報告者と指定される事業体	中国子会社
⑤記載内容	現行の2号通達に、下記項目が追加 1. 取引価格設定に影響を与える要素 2. バリューチェーン分析 3. 対外投資 4. 関連者間持分譲渡 5. 関連者間投資	開示内容は基本的にOECD提言の要求と一致しているが、以下の追加情報の記載が必要 1. グループ内の産業構造の調整、グループ内の機能、リスクまたは資産の移転 2. 主要研究開発機構の機能、リスク、資産と人員の状況 3. 国別報告書を提出する企業の名称と所在地 4. グループ内の各メンバー実体が締結した二国間事前確認	OECD提言と基本的に一致している	以下の内容の記載が必要 1. コストシェアリング契約特殊事項ファイル: - 非参加企業による成果の使用状況、及び支払われた金額の参加企業の間での配分方法。 - 予測収益の計算(測定基準の指標の選定、計算方法、変更理由を含む)等 2. 過少資本特殊事項ファイル: - 非関連者が関連者間の融資条件、融資金額及び利率を受け入れる可能性又は意思があるかどうか等
⑥使用言語	中国語	中国語	中国語・英語	中国語
⑦罰則等	下記罰則が科せられる可能性がある: <ul style="list-style-type: none"> 申告時の別表添付による情報開示がない場合、又は移転価格文書及びその関連資料を保存していない場合: 最高50,000元 移転価格文書及びその関連資料や関連者間取引に関する資料を提出しない場合、又は、誤りがあつたり不完全であつたりする情報を提出した場合: 最高50,000元 移転価格課税に限らず、追徴税額に対しては5%のペナルティが課されるが、適切な移転価格文書を作成している場合は免除される 注: 42号文によると、移転価格文書は三層構造のアプローチで、「マスターファイル、ローカルファイル、特殊事項ファイル」を含む			

【中国】ローカルファイル補足事項(公告42号)

	現行2号通達	公告42号
作成要件	<p>年度内の関連者間取引金額が以下の条件の<u>いずれかに該当する場合</u>、作成する必要がある(第15条)</p> <p>(一) 関連者間の仕入・販売取引の年間取引金額(来料加工業務は年間の輸出入申告価格により計算する)が<u>2億人民元</u>を超える場合</p> <p>(二) 年度に発生した関連者間の仕入・販売以外のその他の関連者間取引金額(関連者間の資金融通は利息の受取支払金額により計算する)が<u>4,000万人民元</u>を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 但し、関連者間取引が履行中の事前確認の対象範囲にある場合、ローカルファイルを準備する必要はなく、上述した金額にはその年度において企業が執行したコストシェアリング契約或は事前確認に関する関連者間取引金額を含めない • また外資による出資が50%未満で、且つ中国国内の関連企業との関連者間取引のみを有する場合、ローカルファイルを準備する必要はない <p>負担する機能リスクが限られているにもかかわらず欠損が発生している場合、対象年度の翌年の6月20日までに提出する必要がある(国税函[2009]363号)</p>	<p>年度内の関連者間取引金額が以下の条件の<u>いずれかに該当する場合</u>、作成する必要がある(第13条、18条)</p> <p>(一) <u>有形資産</u>の所有権の譲渡金額(来料加工業務は年間の輸出入申告価格により計算する)が<u>2億人民元</u>を超える場合</p> <p>(二) <u>金融資産</u>の譲渡金額が<u>1億人民元</u>を超える場合</p> <p>(三) <u>無形資産</u>の所有権の譲渡金額が<u>1億人民元</u>を超える場合</p> <p>(四) <u>その他の関連者間取引金額</u>が合計<u>4,000万人民元</u>を超える場合^(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 但し、企業が事前確認を実施している場合、事前確認に関わる関連者間取引に対して、ローカルファイルを準備する必要はなく、関連者間取引金額は上述の関連者間取引金額の範囲に算入しない • また、企業が中国国内の関連者のみと関連者間取引を行う場合、ローカルファイルを準備する必要はない <p>公告42号発布後も、国税函[2009]363号は有効</p>
作成期限	対象年度の翌年の5月31日までに準備する必要がある(第16条)	対象年度の翌年の6月30日までに準備する必要がある(第19条)
提出期限	税務当局が要求した日から20日以内(第16条)	税務当局が要求した日から30日以内(第19条)

(*) その他の取引にはロイヤルティ、役務提供料、利息、保証料、リース料等が含まれる